

5 余剰土地活用条件の検討状況

- (1) 余剰土地を活用し、地区の活性化と本市の費用負担縮減を図ります。
- (2) 施設内容は、地区の活性化に資する利用を誘導用途とし、体育施設と親和性・相乗効果の高いものを高く評価します。また、地元の意向や地区のまちづくりを考え、必要最小限の条件を規定します。

誘導用途	①スポーツ、健康関連施設【高評価】 例：スポーツ・健康関連の施設、病院・診療所、スポーツ選手の養成機関 等 ②地域貢献施設 例：防災、地域医療（疾病治療・予防、退院後療養・介護・育児支援などの施設）、集会所 等 ③商業施設 例：飲食・物販店舗、宿泊施設、劇場・映画館、ボーリング場等の遊戯施設 等 ※ 賑わい創出のため、1階には誘導用途を設置する。
禁止用途	風俗施設（ゲームセンターを除く）、宗教施設、自動車教習所、工場・倉庫、1階の住戸、施設面積の過半の住宅 等
規模	建物面積 1,000 m ² 以上（旧横浜総合高校敷地のみ敷地面積 2,000 m ² 以上）
期間	定期借地期間は、PFI 事業期間以上 60 年以下（旧横浜総合高校敷地は売却も可）

【参考1】敷地利用イメージ



【参考2】事業スケジュール（平成27年度～平成36年度予定）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		33年度	34年度	35年度	36年度
						前期	後期				
メインアリーナ	公募要項作成	★ 公募（入札公告）	事業者選定	★ 契約締結議決			現文化体育館解体工事	設計	建設工事		★ 供用開始
サブアリーナ			設計	★	建設工事						★ 供用開始